

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（180）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年12月15日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2018年10月の2回目です。沖縄問題を詳述します。なお2018年10月は次号も続きます。)

第2章 沖縄問題

第1節 沖縄知事選挙結果

(1) 選挙結果

①②2018年9月30日に投開票が行われた沖縄知事選挙では、玉城デニー氏(前自由党衆議院議員〔58〕、共産、社民擁立)が当選し、佐喜間淳氏(前宜野湾市長)(自民・公明・維新・希望推薦)を破った。

③得票数は、玉城39万6632票、佐喜間31万6458票。なお投票率は63.24%。玉城氏の圧勝となった。佐喜間に対し8万174票差をつけ、知事選で過去最多の得票を獲得したのである。

(2) 選挙の対決構図

①②選挙の争点は、普天間基地の辺野古移転の是非であった。玉城氏(側)は、移転阻止を正面から打ち出して民意を問うた。対する佐喜間氏(側)は、争点を隠蔽し、期日前投票を利用(悪用)する選挙戦術をとった(その概略につき10月2日赤旗参照)。その意味で、玉城当選の持つ意義は、辺野古移設ノーであり、佐喜間選挙戦術の破綻であった。いずれについても、沖縄県民はきっぱりと拒否したのである。

このことの持つ意義は、当然ひとり沖縄問題に止まらず、日本の政治状況に対し強

いインパクト(影響)を与えるだろう。そこでこの問題を取り上げる。

③第1に、佐喜間戦術(=自公両党戦術)の実態はいかなるものであったか。第2に、この戦術の卑劣な実態と違法性を見破り、玉城勝利をもたらしたものは何か、を取り上げる。参考文献は、i 小林武(沖縄大学客員教授・憲法学)「沖縄から安倍政権を総括する」(法と民主主義2019年1月号)。ii 稲嶺進(前名護市長)「沖縄は自治と平和を選びとった」(世界2018年12月号)。iii 仲山忠克(弁護士)「沖縄県知事選挙の勝利と辺野古新基地阻止闘争の展望」(前掲世界)。

④佐喜間戦術とはいかなるものであったか(文献i)。

(i) 徹底した争点隠しと公開討論拒否とであり、これを踏まえた大規模なデマ宣伝である。

(ii) 自・公・維連携のもとで安倍政権が明らかに選挙に介入した。

(iii) 安倍政権に忠実な代理人になれる人物を候補者とした。

(iv) 地元企業を締め付け「期日前投票制度」を悪用して従業員を動員した。

③記者クラブ主催の討論会にだけ非公開を条件として出席する（文献ii）。

④菅官房長官陣頭指揮の、官邸主導で政権与党国会議員延べ250人を投入して企業訪問を行った。公明党は、全国各地から創価学会員を最終的に述べ1万人を投入した（文献iii）。

（3）玉城当選の意義

①②沖縄知事選は、安倍政権・自民・公明・維新と民主主義勢力・人民との政治戦、平和運動、人権闘争であった。そして今もそうあり続けている。

玉城当選は、沖縄県民、日本人民の民主主義的力量を示したものとして高く評価すべき闘いであった。

③その意義につき小林教授は、大要次のように的確に指摘している（文献i）。

①まず、沖縄の2018年の知事選では（同年2月の名護市長選でも同様であったが）、地元の保革の争いを超えて、安倍政権が、要となる自治体の首長に政権の代理人を据えようとした選挙であった。これは、実質上、自治体首長の任命制を復活させることを意味する。この問題は、全国に共通するものであり、憲法の地方自治擁護の観点から、理論と実践の双方において重大視しなければならない。

その際、地方自治体議会のもつ重要性を再認識することが不可欠である。

②また、日米地位協定は、各国が米国と結んでいる同種の協定と比較しても格段に従属的であり、その下で、とりわけて辺野古問題などでは属国日本の醜い姿が日々曝されている。地位協定の抜本改定は焦眉の課題であるが、日本政府は寸分も米国と向き合おうとしない。そうである以上、地方

政府である自治体が米軍を規制して住民を保護する方策を編み出すこと、とくに条例を用いて地位協定に対峙していくことが求められる。

そして、それは可能でありその手始めとして、米軍機の不法な飛行を許さない「平和な空を守る条例」の制定を市町村議会に求める請願運動が進展している。

③そして、とくに最近、本土のいくつかの自治体で、米軍基地の沖縄への集中を疑問視し、本土に移転させることの意味を真剣に論じようとする動きが出ているが、これは「日米同盟」＝安保体制を不動の前提にした問題提起ではない。むしろ、安保体制それ自体の是非を問う契機を孕むものである。安保条約の終了の展望は問題を真に解決するものであって、決して現実性を欠いたものではない。

④このようにして、沖縄に現れた安倍非立憲政治のひずみは大きい。しかし、沖縄の人々は、《勝つためにはあきらめないこと》を掲げて、けっして米軍に提供する新基地の建設を許さず、非暴力の不服従抵抗を続けている。今の不条理きわまる政治にとどめを刺し、憲法を守り抜く役割を沖縄が果たすだろう。

沖縄県民が日本全体を救うのではないか、そう思えるのである。

②③10月1日、小池議員（共）も、記者会見で玉城勝利の意義につき次の3点を指摘した（赤旗10月2日）。

（i）第1に「沖縄の基地をめぐるたたかいは大きな展望を開いた。安倍政権が結果を無視して新基地建設を進めることが難しい状況に追い込んだ」。安倍政権が県による埋め立て承認撤回に対抗し法的な措置

をとって工事を再開したとしても、「大浦湾の超軟弱地盤の問題や活断層の問題など、県知事の承認なしには越えられないさまざまな壁がある。それでもやるとなれば、異常な強行手段を取らざるをえなくなる」。

(ii) 第2に、「安倍政権に対する強烈な痛打になった」。「人も金も大量につきこみ、公明党・創価学会も総動員して徹底した組織戦を展開し、最大争点の辺野古新基地建設の是非は隠すという官邸・与党側の“勝利の方程式”をすればするほど県民の心が離れ、怒りが起こる結果になった」。

さらに、「沖縄の問題は、安倍政権の強権的な手法が集中的に表れている分野であり、憲法・消費税・原発などでも、その手法が通用しなくなっていることを示している」。「安倍政権の国民的な基盤は弱い。県知事選を、安倍政権を終わりにするたたかいの始まりにしたい」。

(iii) 第3に、「国政の5野党1会派で『辺野古新基地建設反対』という共通の旗が立った。今後の野党共闘にとっても大きな意義がある」。「旗印を明確にし、『本気の共闘』をすれば自民党を追い詰めることができることが示された」。

⑥団体の声明

(i) 安保破棄中央実行委員会は、「沖縄県民の勇氣ある決断に敬意を表します」と述べ、沖縄県民の団結と連帯する全国の方で安倍政権の介入をはねのけて勝ち取った勝利だ、としている。

安倍政権が「新基地ノー」の沖縄県民の意思に従って辺野古新基地建設を断念し、普天間基地の即時閉鎖・撤去を求める立場で米国と交渉するよう、改めて要求。今回

の県知事選が築いた重要な到達点をふまえ、新基地建設を許さず、普天間基地の無条件返還を実現するたたかいに引き続き全力をあげる、と表明している。

(ii) 日本平和委員会は、選挙結果について「辺野古新基地建設阻止の県民の意思を改めて明確に示した」、と指摘する。

その上で、「安倍政権はこの県民の審判を厳粛に受け止め、ただちに辺野古新基地建設を中止・撤回し、普天間基地の運用停止・閉鎖・撤去、オスプレイの撤去を行うべきである」、としている（10月4日赤旗）。

(3) 玉城・安倍会談と安倍の対応

①②10月12日、玉城新知事と安倍首相との初の会談が行われた（10月15日赤旗）。

玉城知事は、沖縄県民の(i)基地負担の軽減、(ii)日米地位協定の抜本的改定、(iii)騒音、基地発生的事件・事故の解決の民意を伝え、また辺野古新基地反対、の意思を表明した。

③そして、政府が約束した普天間基地の2019年2月迄の運用停止につき、新基地建設に関わりなく一刻も早く実現すべき課題だとして、同基地の負担軽減会議の開催や米軍との協議を要請した。

④これに対し、安倍首相は次のように回答した（前掲赤旗）。

「戦後70年がたった今なお、米軍基地の多くが沖縄に集中しているという大きな負担を担っている。この現状は到底、是認できるものではない。今後とも、県民の皆さまの気持ちに寄り添いながら、基地負担の軽減に向けて一つひとつ着実に結果を出していきたい」

③この白々しい「安倍回答」につき、10月15日赤旗紙が次のように厳しく論評したのは当然である。

この言葉を聞いて驚きを隠せない。10月9日に行われた翁長前知事の県民葬で、菅義偉官房長官が代読し、「うそつき」などと激しい罵声を浴びた「追悼の辞」と全く同じ内容だったからだ。

安倍政権は4年前の県知事選で、翁長圧勝で示された圧倒的な民意を無視し、踏みこたえて名護市辺野古の米軍新基地建設を強行してきた。それにもかかわらず、平然と「県民の気持ちに寄り添う」という安倍官邸に対して、「うそつき」という反応が出るのは当然だ。

実際、10月12日に首相官邸で行われたデニー知事との会談でも、安倍・菅両氏は「普天間の辺野古移設の立場は変わらない」と述べた。この場に県民が同席していたら、さらなる激しい怒りの声が出ていたでしょう。

「県民の気持ち」とは何なのか。4年前の県知事選で示された民意について、菅官房長官は当時、「さまざまなものがある」として「新基地ノー」の民意を認めようとしなかった。しかし、2人の知事が新基地反対を掲げて圧勝した事実を無視することは、もはや不可能だ。沖縄にこれ以上、新たな基地はいらない——。これが県民の気持ちだ。ここに寄り添うのなら、「辺野古が普天間基地問題の唯一の解決策」という思考停止状態から抜け出し、ただちに対米交渉に乗り出す以外に道はない。

(4) 県民投票条例制定運動

①②10月26日、沖縄県議会は「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」を可決し、成立した。

③この条例は、市民グループ「『辺野古』県民投票の会」が5月に署名集めを開始し、9月に約9万3000人分を集めた。この数は必要数2万3000人分を大きく上回るものであった。

④県民投票は、2019年2月24日に投票が行われ、有効投票の約7割が反対票であった。この結果を含めて詳しいことは後に取り上げる。

(5) 辺野古埋立て承認撤回の執行停止決定と批判

①10月30日、石井国交相は、辺野古埋立て承認撤回（沖縄県）について、承認撤回の執行停止決定を行った（10月31日朝日新聞、赤旗）。

②この決定に至る経緯の概略を記せば次の通り（10月30日朝日新聞）。

③2018年8月31日沖縄県は、辺野古埋立て承認を撤回した。そのため工事は停止状態となった。

これに対抗して、10月17日防衛省は、行政不服審査法に基づき「撤回」への不服申立を国交相に申し立て、不服審査と撤回の効力を一旦止める執行停止を求めた。

10月30日、石井国交相は、承認撤回の執行停止を決定した。

④決定の主な問題点は何か。第1に、行政不服審査法は「行政庁の違法又は不当な処分」に関して「国民の権利利益の救済を図ることを目的」としており、防衛省申立及び国交相決定は何れもこの目的規定に反する違法なものである。

第2に、不服申立てもこれに対する審査＝決定も国の機関が行うのは、「同じ穴の貉」同士の「自作自演」の不公正なものである。

◎10月26日の国による不服申立ての段階で行政法学者110人が、「審査制度の濫用」「統治国家に忤る」とする声明を出したのは、当然である（10月30日朝日新聞）。

④では安倍首相は、このような批判に対していかなる見解を表明したか（10月31日赤旗）。

(i) 沖縄防衛局が行政不服審査法に基づき国土交通相に審査請求・執行停止を申し立てたのは、法治国家として必要な法的措置だ。民主主義の国で許されない、制度の乱用、公正な手続きと言えない、沖縄には法治主義を適用しないのか、との指摘はいずれも当たらない。

(ii) 今後も抑止力を維持しながら、沖縄のみなさまの心に寄り添い、基地負担軽減に結果を出していく。

(iii) 政府と沖縄県との間には、普天間飛行場負担軽減推進会議や政府・沖縄県協議会という協議の枠組みがある。これらを活用し、基地負担軽減の政府の取り組みを粘り強く丁寧に説明していきたい。

◎何と白々しい（前掲(i)、(iii)部分）、開き直った（特に前掲(ii)部分）見解ではないか。

①10月31日、国交相の執行停止決定が沖縄防衛局に送達された（11月1日赤旗）。

(i) この日、工所用資材登載の車両の搬入口のキャンプ・シュワブゲート前に結

集した県民は、“工事強行は許さない”とシュプレヒコールを行って抗議した。

ii また抗議声明や談話が発表された（11月1日赤旗）。

①安保破棄中央実行委員会（東森英男事務局長の談話）は、「沖縄防衛局が、行政処分に対する私人の権利救済を目的とする行政不服審査法を使って国土交通大臣に執行停止を求めること自体、法の趣旨に反する」、決定は「国土交通大臣による法解釈のねじ曲げた」と批判。「安倍政権による暴挙を断じて許さず、政権の暴圧にめげず不屈にたたかう沖縄県民との連帯をさらに強め、たたかいを全国で強化する」と表明した。

②日本平和委員会声明は、決定は「法治国家にあるまじき愚挙だ」として撤回を要求。決定書には、日米同盟のためなら沖縄県おり、「県民のたたかいと固く連帯し、全国でこの安倍政権の不当極まりない強権的基地建設を断念させ、安倍政権を退場させるため全力を挙げる」、とした。

（以下次号。2018年10月の3回目に続きます。）